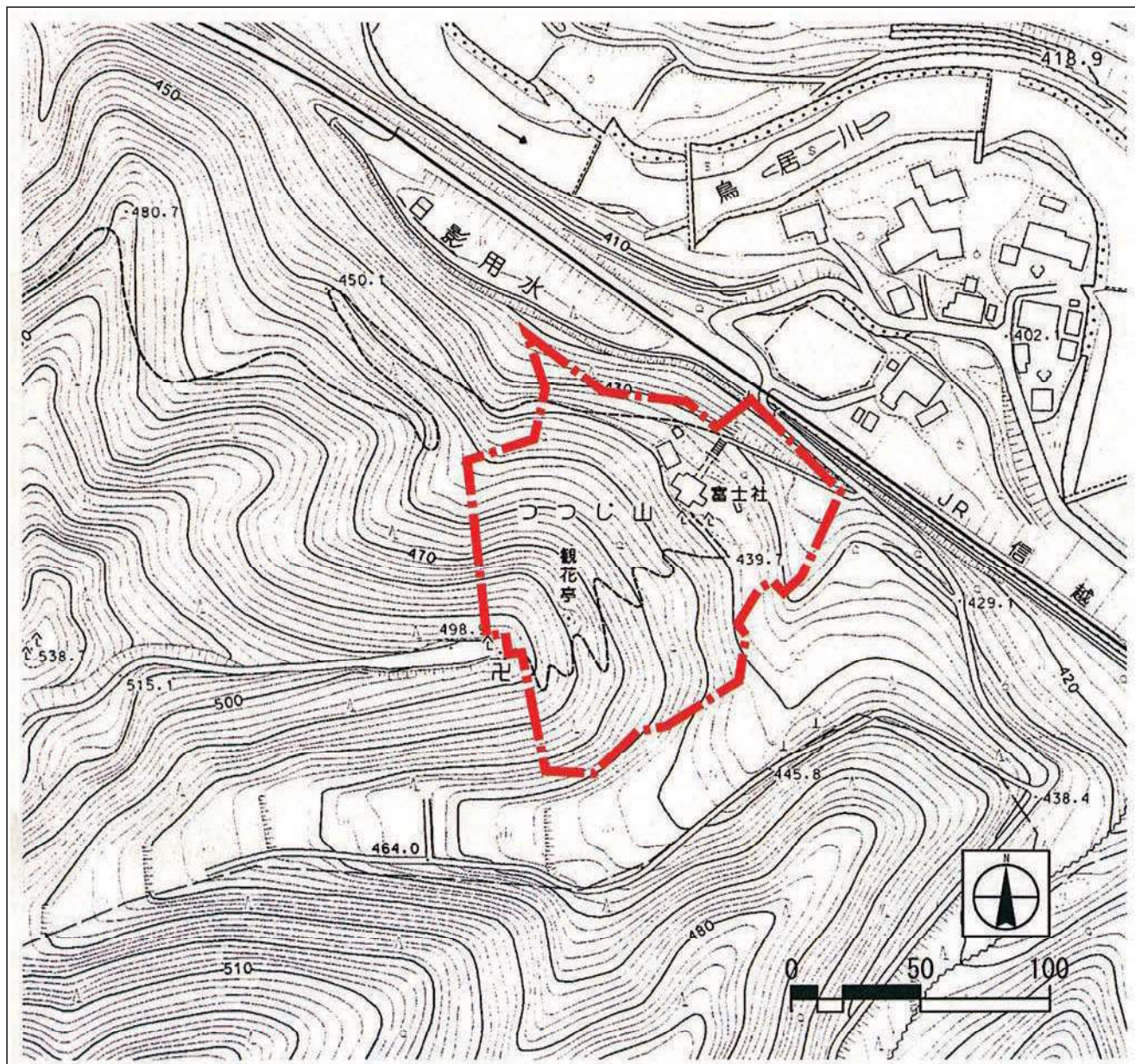


## 1. 屋外広告物特別規制地区

### 豊野 つつじ山公園地区

区 域：つつじ山公園の区域とその周辺 面積：1.5ha  
 指定日：平成19年11月1日

## 2. 指定区域



## 3. 地区の特徴

室町時代からヤマツツジが群生していたといわれ、現在も樹齢100年以上のヤマツツジが群生し、その数約1万株といわれています。群生地としては長野県北部随一の規模であり、特に5月には山の半分が花に覆われ、その美しさは他に類を見ないものです。

ヤマツツジの開花時期に限らず、県天然記念物指定のアカシデの巨木見物や、ふもとの富士社参拝を目的に一年を通じて人々が訪れる、地域でも有名な場所です。

## 4. 地域目標

### 「花咲く彩りあるつつじ山の風景を守る」

つつじ山はやまつつじが群生し、花咲く頃にはつつじ祭りが開催され、多くの人々が訪れ、地域の象徴的な場所になっていることから、この彩りある風景を後世に伝えていきます。

つつじ山公園の地区内に設置する広告物等は、公園と富士社に関する広告物のみとします。また、広告物等を設置する場合は、つつじ山から周辺への眺望や周辺からつつじ山への眺望を阻害しないものとします。

## 5. 特別規制地区基本方針

やまつつじが群生するつつじ山の彩りある景観を守るため、つつじ山周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

## 6. 特別規制地区設置基準

次に掲げる基準に適合する自己用広告物であること。

- ・許可申請は不要（基準以下で設置のこと）

区 分		基 準
1 敷地内の総表示面積		10平方メートル以下
屋上広告物 (1 建築物当たり)		表示し、又は設置しないこと。
壁面広告物 (壁面 1 面当たり)	表示面積	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下かつ5平方メートル以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
地上設置広告物 (1 基当たり)	高 さ	5メートル以下
	表示面積	1 面当たり 5 平方メートル以下
壁面袖看板	設置できな い建築物	軒のない建築物
	壁面から の出幅	1.5メートル以下かつ軒下からはみ出さないこと。
色 彩	地色は、無彩色系又は彩度8以下の茶色系とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。	
材 質	木、石又は木質観若しくは石質観のあるもの	
照 明	外側の照明の場合は、下向き照射とすること。	
そ の 他	次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	